

平成29年7月31日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

キャリアアップ助成金  
(正社員化コース)

雇用保険適用事業所の事業主が、就業規則又は労働協約その他これに準ずる物に規定した制度に基づいて、**有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換**または**直接雇用**した場合に助成されます。

例えば、6ヶ月以上雇用している有期契約労働者の方を正社員に転換して6ヶ月以上雇用した場合、**57万円**が支給されます。またその際に生産性の向上が認められる場合は、支給額が**72万円**になります。

生産性の向上が認められる要件は、助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年前に比べて**6%以上伸びている**ことです。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

ただし、当該転換日前日から**過去3年以内**に、当該事業主の事業所において正規雇用労働者（この例の場合）として雇用されたことがある方は支給対象にはなりません。また、転換を行った適用事業所の事業主又は取締役の**3親等以内の親族**も対象外です。

◆大まかな流れ

1. **キャリアアップ計画書**を提出する
2. 正社員への転換制度を盛り込んだ**就業規則に変更**し（就業規則がない会社は新たに作成）、労働基準監督署に届け出る。
3. 就業規則に基づき**実際に労働者を転換させる**

※労働契約書・賃金台帳・出勤簿・労働者名簿等が整備してあることも必要です。

支給額

【中小企業の場合】

措置内容	生産性の向上なし	生産性の向上あり
有期→正規への転換等	57万円	72万円
有期→無期への転換等	28.5万円	36万円
無期→正規への転換等	28.5万円	36万円

(担当社会保険労務士:屋和田珠紀)